

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年三月三十日から同年四月十二日までの間縦覧に供します。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
はとむぎ株式会社	奈良市出屋敷町一四一 の一	天理市和爾町六七三番ほか四筆	
株式会社福角兄弟農園	宇陀市榛原比布一三一 三番地	宇陀市大宇陀塚脇六三四番ほか 一筆	

二 申請年月日

平成三十年三月二十日